

(別添) サービス種別の指定基準

令和8年6月

目次

1. 関連する法令等	1
2. 指定基準	4
(1) 指定要件	4
(2) 指定基準について.....	4
(3) 用語の定義	5
(4) サービス種別の指定基準.....	6
① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護.....	6
② 療養介護	8
③ 生活介護	9
④ 短期入所	11
⑤ 重度障害者等包括支援.....	14
⑥ 自立訓練（機能訓練）.....	15
⑦ 自立訓練（生活訓練）.....	17
⑧ 就労選択支援.....	19
⑨ 就労移行支援.....	20
⑩ 就労継続支援 A 型.....	22
⑪ 就労継続支援 B 型.....	24
⑫ 就労定着支援.....	26
⑬ 自立生活援助.....	28
⑭ 共同生活援助.....	30
⑮ 施設入所支援.....	33
⑯ 一般相談支援（地域移行支援／地域定着支援）	35
⑰ 特定相談支援（計画相談支援）	36
⑱ 児童発達支援.....	37
⑲ 放課後等デイサービス.....	40
⑳ 居宅訪問型児童発達支援.....	42
㉑ 保育所等訪問支援.....	43
㉒ 福祉型障害児入所施設.....	44
㉓ 医療型障害児入所施設.....	49
㉔ 障害児相談支援事業所.....	51
(5) 各種資格要件	52
① 管理者（施設長）	52

②	訪問系サービスの従業者（ヘルパー）・サービス提供責任者.....	53
③	サービス管理責任者.....	54
④	児童発達支援管理責任者.....	56
⑤	相談支援専門員.....	58
3.	事業所形態別の取り扱い.....	60
(1)	従たる事業所	60
(2)	出張所	61
(3)	多機能型事業所.....	62
(4)	共生型サービス.....	64
(5)	基準該当障害福祉サービス.....	66

1. 関連する法令等

<指定基準：障害者総合支援法>

基準省令	解釈通知
■障害福祉サービス事業	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）
■障害者支援施設	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）
■一般相談支援事業	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）
■特定相談支援事業	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号）

<指定基準：児童福祉法>

基準省令	解釈通知
■障害児通所支援事業	
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）
■障害児入所支援	
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号）	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 13 号）

■障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号）

<最低基準：障害者総合支援法>

基準省令

■障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）

■障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）

<最低基準：児童福祉法>

基準省令

■障害児入所支援

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）

<報酬算定基準：障害者総合支援法>

告示

留意事項通知

■障害福祉サービス事業・障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

■一般相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号）

■特定相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省通知）

<報酬算定基準：児童福祉法>

基準省令	解釈通知
■障害児通所支援事業 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)	
■障害児入所支援 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省通知)
■障害児相談支援事業 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)	

2. 指定基準

(1) 指定要件

指定事業者になるためには、次の要件をすべて満たしている必要がある。

① 申請者が法人格を有していること。

※ 就労支援継続 A 型を実施する法人が社会福祉法人以外のものである場合は、当該法人は専ら社会福祉事業を行う者。(基準省令第 189 条)

② 事業所又は施設の指定基準を満たすこと。

③ 障害者総合支援法欠格事項に該当しないこと。

(2) 指定基準について

サービス種別毎に以下の 3 つの視点から指定基準が省令で定められており、指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要がある。

○人員基準	従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
○設備基準	事業所に必要な設備等に関する基準
○運営基準	サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準

また、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）については、指定基準のほか最低基準も満たす必要がある。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対しては、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができる。(法第 49 条、第 50 条)

(3) 用語の定義

用語	定義・説明
常勤換算方法	従業者の勤務延べ時間数を、常勤従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除し、常勤の人数に換算する方法。
勤務延べ時間数	サービス提供に従事する時間、および準備・待機時間の合計。換算上の上限は常勤の勤務時間数まで。
常勤	事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
専従	サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。
利用者の数（前年度の 平均値）	前年度（4月～翌3月）の利用者延べ数を開所日数で除した数。新規指定時は以下の推定数を用いる。 ○新設（増床）の時点から6か月未満 ：利用定員の90% ○新設（増床）の時点から6か月以上1年未満 ：直近6か月の全利用者数を開所日数で除した数 ○新設（増床）の時点から1年以上 ：直近1年間の全利用者数を開所日数で除した数 ※いずれも小数点第二位以下切り上げ

（４）サービス種別の指定基準

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

○サービスの内容（居宅介護）

障害者等に、居宅において入浴・排泄及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。

○サービスの内容（重度訪問介護）

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障害者等に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

○サービスの内容（同行援護）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他外出時に必要な援助を行う。

○サービスの内容（行動援護）

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害があり、常時介護が必要な障害者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を行う。

<人員基準> 基準省令第5～7条、解釈通知第三の1

従業者	常勤換算で2.5以上 ※指定居宅介護の提供にあたる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの
サービス提供責任者	事業規模に応じて1人以上
管理者	1人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 8 条、解釈通知第三の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 他の事業所、施設等と同一敷地内にあって、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。

<運営基準> 基準省令第 9～43 条、解釈通知第三の 3

② 療養介護

○サービスの内容

病院において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要し、常時介護を要する障害者に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話に必要な援助を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療費として提供する。

<人員基準> 基準省令第 50 条・51 条、解釈通知第四の 1

従業者	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
	看護職員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者の数を 2 で除した数以上
	生活支援員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者の数を 4 で除した数以上 ※1 人以上は常勤とする ※看護職員が常勤換算で利用者を 2 で除した数（必要数）以上配置されている場合は、必要数を超えた員数を生活支援員の員数に含めることができる
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 医師でなければならない	

<設備基準> 基準省令第 52 条、解釈通知第四の 2

病院として必要とされる設備及び多目的室その他設備	・医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない
--------------------------	--

<運営基準> 基準省令第 53～76 条、解釈通知第四の 3

③ 生活介護

○サービスの内容

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を必要とする、常時介護を要する障害者に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

<人員基準> 基準省令第 78～80 条、解釈通知第五の 1

従業者	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上	看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活支援員の総数は、以下の平均障害支援区分に応じた数 ①平均障害支援区分が 4 未満：利用者の数を 6 で除した数以上 ②平均障害支援区分が 4 以上 5 未満：利用者の数を 5 で除した数以上 ③平均障害支援区分が 5 以上：利用者の数を 3 で除した数以上
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 ※確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる	
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上※1人以上は常勤とする	
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1人以上 ・利用者数が 61 人以上：1人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤とする	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

<設備基準> 基準省令第 81 条、解釈通知第五の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
--------	---

相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること
便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他 運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令第 82～93 条、解釈通知第五の 3

④ 短期入所

○サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所の必要が生じた障害者等に、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

短期入所には、以下の３つの事業形態がある。

★併設事業所

指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む）等に併設され、指定短期入所の用に供される居室においてサービスを提供する。

★空床利用型事業所

指定障害者支援施設等において、利用者に利用されていない居室を利用してサービスを提供する。

★単独型事業所

生活介護事業所など（指定障害者支援施設などの入所施設以外）の利用されていない居室を利用してサービスを提供する。

<人員基準> 基準省令第 115 条・116 条、解釈通知第六の 2

	★併設事業所 ★空床利用型事業所		★単独型事業所	
	障害者支援施設	指定自立訓練 （生活訓練）事業所等（※1）	指定生活介護事業所等（※2）	指定生活介護事業所等（※2）以外
従業者	当該施設の利用者数及び併設事業所もしくは空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上	①当該事業所のサービスを提供する時間帯 当該事業所の利用者数及び併設事業所もしくは空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上 ②①以外の時間帯（短期入所のみを提供する時間帯）	①当該事業所のサービスを提供する時間帯 当該事業所の利用者数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上 ②①以外の時間帯（短期入所のみを提供する時間帯）	短期入所の利用者数が 6 以下の場合 1 以上 短期入所の利用者数が 7 以上の場合 1 に、利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

		供する時間帯) 短期入所の利用者数が 6 以下の場合 1 以上 短期入所の利用者数が 7 以上の場合 1 に、利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	短期入所の利用者数が 6 以下の場合 1 以上 短期入所の利用者数が 7 以上の場合 1 に、利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

※1：指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を指す。ただし、空床利用型事業所においては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。

※2：生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練事業所を含む）、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、指定障害児通所支援事業所

<設備基準> 基準省令第 117 条、解釈通知第六の 3

	★併設事業所 ★空床利用型事業所	★単独型事業所
居室	本体施設の居室であって、その全部または一部が入所者に利用されていない居室を利用すること	・ 1 室の定員：4 人以下 ・ 地階に設けてはならない ・ 利用者一人当たりの床面積：収納設備等を除いて 8 m²以上 ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ ブザー又はこれに代わる設備を備えること
設備	併設事業所においては、本体施設の入所者支援に支障がない場合、居室以外の本体施設の設備を共用することができる。 空床利用型事業所においては、本体施設に必要な設備を有することで足りる。	以下の基準を満たす設備及びその他運営上必要な設備を設けること ・ 食堂 食事の提供に支障がない広さの食堂を設置し、必要な備品を備えること ・ 浴室 利用者の特性に応じたものであること

		・ 洗面所 居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものであること ・ 便所 居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものであること
--	--	---

＜運営基準＞ 基準省令第 118～125 条、解釈通知第六の 4

⑤ 重度障害者等包括支援

○サービスの内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

<人員基準> 基準省令第 127 条・128 条、解釈通知第七の 1

従業者	指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること
サービス提供責任者	1 人以上 なお、以下の基準をいずれも満たし、常勤でなければならない。 ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排泄、食事等の介護 その他これに準ずる業務に 3 年以上従事した経験を有する者
管理者	1 人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 129 条、解釈通知第七の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 他の事業所、施設等と同一敷地内にあつて、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。

<運営基準> 基準省令第 130～136 条、解釈通知第七の 3

⑥ 自立訓練（機能訓練）

○サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 156 条・157 条、解釈通知第八の 1

従業者	看護職員	1 人以上 ※1 人以上は常勤とする	看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1 人以上 ※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保が困難な場合、代わりに日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる	
	生活支援員	1 人以上 ※1 人以上は常勤とする	
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上	
	【訪問によるサービスの提供がある場合のみ】 訪問によるサービスの提供がある場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと		
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

<設備基準> 基準省令 158 条、解釈通知第八の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること

便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他 運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令 159～162 条、解釈通知第八の 3

⑦ 自立訓練（生活訓練）

○サービスの内容（自立訓練（生活訓練））

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

○サービスの内容（宿泊型自立訓練）

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 166 条・167 条、解釈通知第九の 1

		自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練
従業者	生活支援員	常勤換算で、宿泊型を除く利用者数を 6 で除した数以上 ※健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を置くことができ、この場合の生活支援員及び看護職員数は当該事業所ごとにそれぞれ 1 人以上とする。 ※1 人以上は常勤とする	常勤換算で、宿泊型の利用者数を 10 で除した数以上 ※1 人以上は常勤とする
	地域移行支援員	（定め無し）	1 人以上
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする	
	【訪問によるサービスの提供がある場合のみ】 訪問によるサービスの提供がある場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと		

管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
-----	--

<設備基準> 基準省令第 168 条、解釈通知第九の 2

	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練 ※建物は耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること ※宿泊型自立訓練のみを行う場合は、訓練・作業室を設けないことができる	
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる	
洗面所	利用者の特性に応じたものであること	
便所	利用者の特性に応じたものであること	
居室	（定め無し）	・ 1 室の定員：1 人 ・ 居室面積は、収納設備等を除き 7.43 m ² 以上
浴室	（定め無し）	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる	

<運営基準> 基準省令第 169～171 条、解釈通知第九の 3

⑧ 就労選択支援

○サービスの内容

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他必要な支援等を行う。

<人員基準> 基準省令第 173 条の 3・4、解釈通知第九の二の 1

従業者	就労選択支援員	常勤換算で、利用者の数を 15 で除した数以上
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 173 条の 5、解釈通知第九の二の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること
便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令第 173 条の 6～9、解釈通知第九の二の 3

⑨ 就労移行支援

○サービスの内容

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 175～177 条、解釈通知第十の 1

		指定就労移行支援事業所	認定指定就労移行支援事業所（※）
従業者	職業指導員及び生活支援員	・職業指導員及び生活支援員はそれぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 6 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする	・職業指導員及び生活支援員それぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 10 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする
	就労支援員	常勤換算で利用者の数を 15 で除した数以上	（定めなし）
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

※：あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所

<設備基準> 基準省令第 178 条・179 条、解釈通知第十の 2

	指定就労移行支援事業所	認定指定就労移行支援事業所
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを	あん摩マッサージ指圧師、はり師

	有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる	
洗面所	利用者の特性に応じたものであること	
便所	利用者の特性に応じたものであること	
多目的室その他 運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる	

<運営基準> 基準省令第 179 条の 2～184 条、解釈通知第十の 3

⑩ 就労継続支援 A 型

○サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 186 条・187 条、解釈通知第十一の 1

従業者	職業指導員及び生活支援員	・職業指導員及び生活支援員はそれぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 10 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 188 条、解釈通知第十一の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること ※支援に支障が無い場合は、設けないことができる
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 ※支援に支障がない場合は、多目的室その他運営上必要な設備と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること。
便所	利用者の特性に応じたものであること。
多目的室その他運営上必要な設備	利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令第 189～197 条、解釈通知第十一の 3

⑪ 就労継続支援 B 型

○サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となったもの、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の者又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 199 条、解釈通知第十二の 1

従業者	職業指導員及び生活支援員	・職業指導員及び生活支援員はそれぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 10 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 200 条、解釈通知第十二の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること ※支援に支障が無い場合は、設けないことができる
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 ※支援に支障がない場合は、多目的室その他運営上必要な設備と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること。
便所	利用者の特性に応じたものであること。
多目的室その他	利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

運営上必要な設備	
----------	--

<運営基準> 基準省令第 201 条・202 条、解釈通知第十二の 3

⑫ 就労定着支援

○サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 206 条の 3・4、解釈通知第十三の 1

従業者	就労定着支援員	・常勤換算で、利用者の数を 40 で除した数以上
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ・1 人以上は常勤 ・他の指定障害福祉サービスの事業（※）を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び他の指定障害福祉サービスの事業に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数に応じて置く
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

<設備基準> 基準省令第 206 条の 5、解釈通知第十三の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保すること。

	他の事業所、施設等と同一敷地内にあって、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。
--	--

<運営基準> 基準省令第 206 条の 6～12、解釈通知第十三の 3

⑬ 自立生活援助

○サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

<人員基準> 基準省令第 206 条の 14・15、解釈通知第十四の 1

従業者	地域生活支援員	・ 1 人以上 ・ 利用者 25 人に対して 1 人を標準とし、利用者数が 25 又はその端数を増す毎に増員するのが望ましい
	サービス管理責任者	≪常勤の場合≫ ・ 利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・ 利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 60 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ≪常勤以外の場合≫ ・ 利用者数が 30 人以下：1 人以上 ・ 利用者数が 31 人以上：1 人に、利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※自立生活援助と、地域移行支援又は地域定着支援を同一の事業所で一体的に運営している場合は、当該事業所に配置された相談支援専門員を置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 206 条の 16、解釈通知第十四の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に
-----	---

	特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保すること。 他の事業所、施設等と同一敷地内にあつて、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。

<運営基準> 基準省令第 206 条の 17～20、解釈通知第十四の 3

⑭ 共同生活援助

○サービスの内容

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。又は、これに併せて、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う。

共同生活援助には、以下の３つの事業形態がある。

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
利用対象者	障害区分にかかわらず利用可能（身体障害にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）		
サービス内容	・世話人により家事等の日常生活上を援助 ・生活支援員により食事や入浴、排せつ等の介護サービスを提供	・世話人により家事等の日常生活上を援助 ・生活支援員により食事や入浴、排せつ等の介護サービスを常時提供	・世話人により家事等の日常生活上を援助 ・外部の居宅介護事業者に委託し、食事や入浴、排せつ等の介護サービスを提供

<人員基準>

基準省令第208条・209条・213条の4・213条の5・213条の14・213条の15

解釈通知第十五の1・十五の4・十五の5

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ※平成26年4月1日時点で現存する事業所については、当分の間、10で割った数以上
	生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者数を9で割った数 ② 障害支援区分4に該当する利用者数を6で割った数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者数を4で割った数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者数を2.5で割った数		
	サービス管理	・利用者数が30人以下の場合：1人以上 ・利用者数が31人以上の場合：利用者数が30人を超えるごとに必要なサービス管理責任者が1人増える（例：利用者が31人の場合、		

	責任者	サービス管理責任者は2人以上、利用者数が61人の場合、サービス管理責任者は3人以上配置する必要がある) ※当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務との兼務が可能。ただし、入居定員が20人以上である場合は、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努める。		
	夜間支援従業者	(定めなし)	共同生活援助住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上	(定めなし)
	備考	(定めなし)	世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤	(定めなし)
管理者		1人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

<設備基準> 基準省令第210条、解釈通知第十五の2・十五の4・十五の5

立地	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（※）を有すること
設備	・共同生活住居（※）は、1以上のユニットを有すること ・ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備（居間、食堂等）を設けること ・ユニットの居室面積は収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること
定員	・指定共同生活援助事業所の定員：4人以上 ・共同生活住居（※）の定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下、都道府県知事等が特に必要と認めた場合は21人以上30人以下） ・ユニットの入居定員：2人以上10人以下 ・一の居室の定員：1人（サービス提供上必要と認められた場合は2人とすることができる）
備考	※サテライト型住居について 本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営

	される住居（サテライト型住居）は、上記の「共同生活住居」には含まれない（指定共同生活援助事業所の定員には含まれる） 【サテライト型住居の基準】 ・定員を1人とする事 ・日常を営む上で必要な設備を設ける事 ・居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 m²以上とすること
--	--

<運営基準>

基準省令第210条の2～213条・213条の7～11・213条の17～22

解釈通知第十五の3・十五の4・十五の5

⑮ 施設入所支援

○サービスの内容

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

<人員基準> 基準省令第4条～5条の2、解釈通知第三の1

従業者	生活支援員	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を 超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た 数以上 ※自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型のみの提供にあたっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上 ※昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間時間帯に施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間帯も含めてよい（昼間実施サービスの従業者とは別に施設入所支援の生活支援員を確保する必要はない）
	サービス管理責任者	昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねる

<設備基準> 基準省令第6条、解釈通知第三の2

訓練・作業室	・専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること ・訓練又は作業に支障がない広さを有すること ・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
居室	・1つの居室の定員は、4人以下 ・地階に設けてはならない ・利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き9.9㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
食堂	・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること
浴室	・利用者の特性に応じたものとする
洗面所・便所	・居室のある階ごとに設けること

	・利用者の特性に応じたものであること
相談室	・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること
廊下幅	・1.5m以上とすること、ただし中廊下の幅は、1.8m以上とすること ・廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと

<運営基準> 基準省令第7条～56条、解釈通知第三の3

⑯ 一般相談支援（地域移行支援／地域定着支援）

○サービスの内容

★地域移行支援

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設入所者、あるいは精神科病院に入院中の障害者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。

★地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第3条～4条・第40条、解釈通知第二の1・第三の1

従業者	専従の地域移行支援従事者又は地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ただし、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者のうち1人以上は相談支援専門員であること
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<運営基準> 基準省令第5条～38条・第41条～45条、解釈通知第二の2・第三の2

⑰ 特定相談支援（計画相談支援）

○サービスの内容

次のいずれの支援も行う。

★サービス利用支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者や一般相談支援事業者等との連絡調整を行うとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者を記載したサービス等利用計画を作成する。

★継続サービス利用支援

支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用状況その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行い、その結果に基づき、支給決定の変更等の決定又は支給決定の取消しが必要であると認められる場合における申請の勧告その他の便宜の供与、あるいは指定障害福祉サービス事業者等や指定一般相談支援事業者等との連絡調整を行う。

<人員基準> 基準省令第3条～4条の2、解釈通知第二の1

従業者	専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ・月の平均利用者数が35件以下：1人を標準 ・月の平均利用者数が36件以上：利用者の数が35件またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<運営基準> 基準省令第5条～30条、解釈通知第二の2

⑱ 児童発達支援

○サービスの内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援
その他必要な支援を行い、又はこれに併せて、肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能の障害）のある児童に対し、児童発達支援センターにおいて治療を行う。

<人員基準> 基準省令第5条～8条、解釈通知第三の1

★児童発達支援センター以外

従業者	児童指導員 又は保育士	・障害児の数が10人以下：2人以上 ・障害児の数が11人以上：2人に、障害児の数が10件を超えて5又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※機能訓練担当職員、看護職員を員数に含めることができる（ただしこの場合、半数以上は児童指導員又は保育士であること）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合のみ
	看護職員	医療的ケアを行う場合のみ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合 ・医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰かくたん吸引等業務を行う場合 ・医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※主として重症心身障害児を通わせる場合は、嘱託医、看護職員、児童指導員又は看護師、機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯は配置不要）、児童発達支援管理責任者をそれぞれ1人以上配置すること

★児童発達支援センター

従業者	嘱託医	1人以上
-----	-----	------

	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員を員数に含めることができる（ただしこの場合、半数以上は児童指導員又は保育士であること）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合のみ
	看護職員	医療的ケアを行う場合のみ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰かくたん吸引等業務を行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
	栄養士又は 管理栄養士	1人以上 （40人以下を入所させる施設は、配置不要）
	調理員	1人以上 （調理業務の全部を委託する場合は、配置不要）
児童発達支援管理責任者	1人以上	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を配置すること

<設備基準> 基準省令第9条・10条、解釈通知第三の2

★児童発達支援センター以外

発達支援室	支援に必要な機械器具等を備えなければならない
その他設備・備品等	—

★児童発達支援センター

発達支援室	・定員：おおむね 10 人 ・障害児一人当たり床面積：2.47 m ² 以上	専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
遊戯室	・障害児一人当たり床面積：1.65 m ² 以上	
屋外遊技場	事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
医務室	—	
相談室	—	
調理室	—	
便所	—	
静養室	—	
その他設備・備品等	—	
医療法に規定する診療所として必要な設備	治療を行う場合のみ設けなければならない	

<運営基準> 基準省令第 11 条～54 条、解釈通知第三の 3

⑨ 放課後等デイサービス

○就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 66 条・67 条、解釈通知第五の 1

従業者	児童指導員 又は保育士	・障害児の数が 10 人以下：2 人以上 ・障害児の数が 11 人以上：2 人に、障害児の数が 10 件を超えて 5 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤 ※機能訓練担当職員、看護職員を員数に含めることができる（ただしこの場合、半数以上は児童指導員又は保育士であること）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合のみ
	看護職員	医療的ケアを行う場合のみ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰かくたん吸引等業務を行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
児童発達支援管理責任者	1 人以上（1 人以上は専任かつ常勤）	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※主として重症心身障害児を通わせる場合は、嘱託医、看護職員、児童指導員又は看護師、機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯は配置不要）、児童発達支援管理責任者をそれぞれ 1 人以上配置すること

<設備基準> 基準省令第 68 条、解釈通知第五の 2

発達支援室	支援に必要な機械器具等を備えなければならない
その他設備・備	—

品等	
----	--

＜運営基準＞ 基準省令第 69 条～71 条、解釈通知第五の 3

⑳ 居宅訪問型児童発達支援

○サービスの内容

主に重度の障害の状態にある障害児で、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものに対し、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行う。

<人員基準> 基準省令第 71 条の 8・9、解釈通知第六の 1

訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ※訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に 3 年以上従事した者であること
児童発達支援管理責任者	1 人以上（1 人以上は専ら当該事業所の職務に従事する者）
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 71 条の 10、解釈通知第六の 2

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画	—
その他設備・備品等	—

<運営基準> 基準省令第 71 条の 11～14、解釈通知第六の 3

②保育所等訪問支援

○サービスの内容

保育所等の施設に通う障害児又は乳児院等に入所する障害児に対し、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 73 条・74 条、解釈通知第七の 1

訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ※訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者であること
児童発達支援管理責任者	1 人以上 (1 人以上は専ら当該事業所の職務に従事する者)
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 75 条、解釈通知第七の 2

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画	—
その他設備・備品等	—

<運営基準> 基準省令第 76 条～79 条、解釈通知第七の 3

②福祉型障害児入所施設

○サービスの内容

障害児を入所させて、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。

<人員基準>

基準省令第4条、解釈通知第三の1

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第48条

★主として知的障害児を入所させる場合

従業者	嘱託医	1人以上 (精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)
	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (30人以下を入所させる施設は、更に1を加える) ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上
	栄養士又は 管理栄養士	1人以上 (40人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1人以上	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

★主として自閉症児を入所させる場合

従業者	医師	1人
	嘱託医	1人以上 (精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)
	看護職員	おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (30人以下を入所させる施設は、更に1を加える)

		・児童指導員 1 人以上 ・保育士 1 人以上
	栄養士又は管理栄養士	1 人以上 (40 人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1 人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児 5 人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1 人以上	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

★主として盲児・ろうあ児を入所させる場合

従業者	嘱託医	1 人以上 (眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者)
	児童指導員又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 (35 人以下を入所させる施設は、更に 1 を加える) ・児童指導員 1 人以上 ・保育士 1 人以上
	栄養士又は管理栄養士	1 人以上 (40 人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1 人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児 5 人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1 人以上	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

★主として肢体不自由児を入所させる場合

従業者	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を 3.5 で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
	栄養士又は 管理栄養士	1人以上 (40人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児 5人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
	児童発達支援管理責任者	1人以上
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第5条、解釈通知第三の3

★主として知的障害児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下） ・障害児一人当たり床面積：4.95㎡以上（乳幼児のみの場合：3.3㎡以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること
調理室	—
浴室	—
便所	—
医務室	30人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
静養室	—
職業指導に必要な設備	—

★主として自閉症児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下）
----	------------------------------

	・障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする
調理室	—
浴室	—
便所	男子用と女子用とを別にする
医務室	—
静養室	—

★主として盲児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下） ・障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする
調理室	—
浴室	手すりを設けなければならない
便所	手すりを設けなければならない
医務室	30人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
静養室	30人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
遊戯室	—
支援室	—
職業指導に必要な設備	—
音楽に関する設備	—
特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備	—
その他	階段の傾斜を緩やかにしなければならない

★主としてろうあ児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下） ・障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする
----	--

調理室	—
浴室	
便所	
医務室	30 人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
静養室	30 人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
遊戯室	—
支援室	—
職業指導に必要な設備	—
映像に関する設備	—

★主として肢体不自由児を入所させる場合

居室	・ 1 室の居室定員：4 人以下（乳幼児のみの場合：6 人以下） ・ 障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・ 年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること
調理室	—
浴室	—
便所	—
医務室	—
静養室	—
支援室	—
屋外遊戯場	—
身体の機能の不自由を助ける設備	浴室及び便所の手すり等
その他	階段の傾斜を緩やかにしなければならない

<運営基準> 基準省令第 6 条～51 条、解釈通知第三の 3

②医療型障害児入所施設

○サービスの内容

保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。

<人員基準> 基準省令第 52 条、解釈通知第四の 1

従業者	病院として必要とされる従業者	医療法に規定する病院として必要とされる数 ※主として肢体不自由のある児童を入所させる場合は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない ※主として重症心身障害児を入所させる場合は、内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない
	児童指導員又は保育士	・主として自閉症児を入所させる場合：おおむね障害児の数を 6.7 で除して得た数以上 ・主として肢体不自由児を入所させる場合：おおむね障害児である乳幼児の数を 10 で除して得た数及び障害児である少年の数を 20 で除して得た数の合計数以上 ・児童指導員：1 人以上 ・保育士：1 人以上
	心理支援担当職員	主として重症心身障害児を入所させる場合のみ配置
	理学療法士又は作業療法士	1 人以上 ※主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる場合のみ配置
	職業指導員	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合において、職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1 人以上	
管理者	1 人	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 53 条、解釈通知第四の 2

病院として必要とされる設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること
支援室	—

浴室	—
----	---

★主として自閉症児を入所させる場合

病院として必要とされる設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること
支援室	—
浴室	—
静養室	—

★主として肢体不自由児を入所させる場合

病院として必要とされる設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること
支援室	—
浴室	—
屋外遊戯場	—
ギブス室	
特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備	
義肢装具を製作する設備	他に適当な設備がある場合は不要
身体の機能の不自由を助ける設備	浴室及び便所の手すり等
その他	階段の傾斜を緩やかにしなければならない

<運営基準> 基準省令第 54 条～57 条、解釈通知第四の 3

④障害児相談支援事業所

○サービスの内容

次のいずれの支援も行う。

★障害児支援利用援助

通所支援の申請に係る障害児の心身の状況、環境、本人又は保護者の意向等を勘案して「障害児支援利用計画案」を作成し、給付決定等が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービスの種類、内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」を作成する。

★継続障害児支援利用援助

通所給付決定の有効期間内において、サービスの利用状況を検証（モニタリング）し、その結果や心身の状況、意向等を勘案して計画の見直しを行う。その結果に基づき、計画の変更及び関係者との連絡調整を行うか、又は新たな給付決定等が必要な場合に保護者に対し申請の勧奨を行う。

<人員基準> 基準省令第3条～4条の2、解釈通知第二の1

従業者	専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ・月の平均利用者数が35件以下：1人を標準 ・利用者の数が35件またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<運営基準> 基準省令第5条～30条、解釈通知第二の2

（５）各種資格要件

①管理者（施設長）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号））

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

管理者のうち、資格要件が必要となるサービスは次の通り。

サービス種別	資格要件
療養介護	・ 医師である者
生活介護 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 施設入所支援	以下のいずれかを満たす者 ・ 社会福祉主事任用資格を有する者 ・ 社会福祉事業に 2 年以上従事した者
就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	以下のいずれかを満たす者 ・ 社会福祉主事任用資格を有する者 ・ 社会福祉事業に 2 年以上従事した者 ・ 企業を経営した経験を有する者

②訪問系サービスの従業者（ヘルパー）・サービス提供責任者

（指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号））

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号））

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

訪問系サービスの従業者（ヘルパー）・サービス提供責任者の主な資格要件は次の通り。

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧 1 級ヘルパー)		○	○	○	○	○ (実務 1 年)	○ (+⑩)	○ (実務 2 年) (※5)	○ (実務 5 年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧 2 級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修課程修了者		○	×	○	○ (実務 3 年)	○ (実務 1 年)	○ (実務 3 年) (+⑩)	○ (実務 2 年) (※5)	○ (実務 5 年) (※5)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧 3 級ヘルパー)		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務 1 年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者		○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑨一般課程修了者	×	×	×	×	○	○ (※6)	×	×
	⑩応用課程修了者	×	×	×	×	○	○ (+①～⑤のいずれか)	×	×
⑪盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者		×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑫行動援護従業者養成研修課程修了者		×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務 1 年)	○ (実務 3 年)
⑬居宅介護等事業従事経験者		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務 1 年) (減算)	×	○ (実務 2 年) (※5)	×
⑭視覚障害者外出介護研修修了者等		○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務 1 年)	×	×	×

※1 やむを得ないと認める場合に限る。報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない）に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和 9 年 3 月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 3 年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者については、令和 7 年 4 月 1 日以降に行われる応用課程を修了した者とする。

※7 この他、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験 3 年」を課している。

③サービス管理責任者

(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 544 号)

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

サービス管理責任者は、(1) 実務経験要件、(2) 研修修了要件 の両方を満たすことが必要となる。

(1) 実務経験要件

次ページ「サービス管理責任者の実務要件一覧」において、以下の①～④のいずれかを満たす必要がある。

- ①区分アの業務期間が通算して 5 年以上
- ②区分イの業務期間が通算して 8 年以上
- ③区分ウの業務期間が通算して 5 年以上
- ④区分エの業務期間が通算して 3 年以上かつア～ウの業務期間が通算して 3 年以上

(2) 研修修了要件

以下の①～④の全てを満たす必要がある。

- ①サービス管理責任者基礎研修
- ②相談支援従事者初任者研修(講義部分)
- ③相談支援業務、又は直接支援業務の二年以上の実務経験等
- ④サービス管理責任者実践研修

サービス管理責任者の実務要件一覧

業務	区分	業務内容	実務経験年数
相談支援業務（※）	ア	以下の a～f のいずれかの者であって、相談支援業務にあたったもの	5 年以上
		a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 その他これらに準ずる事業の従事者	
		b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		e 特別支援学校 その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
		f 病院もしくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の①～④のいずれかに該当する者 ①社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ③本表「区分工」に掲げる資格を有する者 ④上記 a から e までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者	
直接支援業務（※）	イ	以下の a～e のいずれかの者であって、直接支援業務にあたったもの	8 年以上
		a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの その他これらに準ずる施設の従業者	
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
		d 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
		e 特別支援学校 その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
	ウ	上記イの業務内容について、次の a～d のいずれかの資格を有して、直接支援業務にあたったもの	5 年以上
		a 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者	
		b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者	
		c 保育士	
		d 精神障害者社会復帰指導員	
国家資格等の業務	工	以下の資格に基づき当該資格に係る業務に従事したもの 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	次の①・②の両方 ① 当該資格に係る業務に従事した期間 ：3 年以上 ② ア～ウに従事した期間 ：3 年以上

※1「相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を指す

※2「直接支援業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下、訓練等）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務を指す

④児童発達支援管理責任者

(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示 230 号)

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

児童発達支援管理責任者は、(1) 実務経験要件、(2) 研修修了要件 の両方を満たすことが必要となる。

(1) 実務経験要件

次ページ「児童発達支援管理責任者の実務要件一覧」において、以下の①～④のいずれかを満たす必要がある。

- ①区分アの業務期間が通算して 5 年以上 (※)
 - ②区分イの業務期間が通算して 8 年以上 (※)
 - ③区分ウの業務期間が通算して 5 年以上 (※)
 - ④区分エの業務期間が通算して 5 年以上かつア～ウの業務期間が通算して 3 年以上 (※)
- ※：いずれも業務期間の算定に際して条件あり

(2) 研修修了要件

以下の①～③の全てを満たす必要がある。

- ①児童発達支援管理責任者基礎研修
- ②相談支援従事者初任者研修(講義部分)
- ③相談支援業務、又は直接支援業務の二年以上の実務経験等
- ④児童発達支援管理責任者実践研修

児童発達支援管理責任者の実務要件一覧

業務	区分	業務内容	実務経験年数
相談支援業務（※1）	ア	以下のa～fのいずれかの者であって、相談支援業務にあたったもの	5年以上 かつ 下線部に従事した期間を除外して3年以上
		a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、 <u>居宅介護支援事業、介護予防支援事業</u> その他これらに準ずる事業の従事者	
		b 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		c 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、 <u>地域包括支援センター</u> その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		e 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く） その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
		f 病院もしくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の①～④のいずれかに該当する者 ①社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ③本表「区分工」に掲げる資格を有する者 ④上記aからeまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者	
直接支援業務（※2）	イ	以下のa～eのいずれかの者であって、直接支援業務にあたったもの	8年以上 かつ 下線部に従事した期間を除外して3年以上
		a 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室の療養病床に係るもの</u> その他これらに準ずる施設の従業者	
		b 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
		d 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、 <u>同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所</u> その他これらに準ずる施設の従業者	
		e 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く） その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
	ウ	上記イの業務内容について、次のa～eのいずれかの資格を有して、直接支援業務にあたったもの	5年以上 かつ 区分「ア」「イ」の下線部に従事した期間を除外して3年以上
		a <u>社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者</u>	
		b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者	
		c 保育士	
		d 児童指導員	
		e <u>精神障害者社会復帰指導員</u>	
国家資格等の業務	エ	以下の資格に基づき当該資格に係る業務に従事したもの 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	次の①・②の両方 ① 当該資格に係る業務に従事した期間 ：5年以上 ② ア～ウに従事した期間 ：3年以上 ※ただし区分「ア」「イ」に従事した期間を除く

※1「相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を指す

※2「直接支援業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下、訓練等）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務を指す

⑤相談支援専門員

(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示 225 号～227 号)

相談支援専門員は、(1) 実務経験要件、(2) 研修修了要件 の両方を満たすことが必要となる。

(1) 実務経験要件

次ページ「相談支援専門員の実務要件一覧」において、以下の①～⑤のいずれかを満たす必要がある。

- ①区分アの業務期間が通算して 3 年以上
- ②区分イの業務期間が通算して 5 年以上
- ③区分ウの業務期間が通算して 10 年以上
- ④区分エの業務期間が通算して 5 年以上
- ⑤区分オの業務期間が通算して 5 年以上かつイ～エの業務期間が通算して 3 年以上

(2) 研修修了要件

相談支援従事者初任者研修を修了する必要がある。

相談支援専門員の実務要件一覧

業務区分	要件	業務内容	実務経験年数
相談支援業務（※1）	ア	平成 18 年 10 月 1 日時点で次のいずれかの者であって、同年 9 月 30 日までに相談支援業務に当たったもの 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者支援事業の従事者 精神障害者地域生活支援センターの従業者	3 年以上
		以下の a～f のいずれかの者であって、相談支援業務に当たったもの	
	イ	a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	5 年以上
		b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		c 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		d 病院もしくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の(a)～(d)のいずれかに該当する者 ①社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ③本表「区分オ」に掲げる資格を有する者 ④上記 a から c までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者	
		e 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター その他これに準ずる業務に従事した者	
		f 特別支援学校 その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した者	
介護等業務（※2）	ウ	以下の a～c のいずれかの者であって、介護等業務に当たったもの	10 年以上
		a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの その他これらに準ずる施設の従業者	
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
	エ	c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	5 年以上
		上記ウの業務内容について、次の(a)～(d)のいずれかの資格を有して、直接支援業務に当たったもの	
		(a) 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者	
		(b) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者	
		(c) 保育士	
		(d) 精神障害者社会復帰指導員	
国家資格等の業務	オ	以下の資格に基づき当該資格に係る業務に従事したもの 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	次の①・②の両方 ① 当該資格に係る業務に従事した期間 ：5 年以上 ② イ～エに従事した期間 ：3 年以上

※1「相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を指す

※2「介護等業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務を指す

3. 事業所形態別の取り扱い

(1) 従たる事業所

事業所の指定は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うが、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）については、以下の①及び②の要件を満たすことで、「主たる事業所」と一体的かつ独立したサービス提供の場として、「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一つの事業所として指定することができる。

①人員及び設備に関する要件

ア	「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。
イ	「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。 （Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援：6人以上 （Ⅱ）就労継続支援A型又は就労継続支援B型：10人以上
ウ	「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
エ	利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

②運営に関する要件

ア	利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
イ	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
ウ	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
エ	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
オ	人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

（２）出張所

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、（１）従たる事業所の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

なお、利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないことができる。

(3) 多機能型事業所

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の事業のうち、2つ以上の事業を一体的に行うものを多機能型事業所といい、事業所の指定は多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。

多機能型事業所の指定に際しては、以下の基準を満たす必要がある。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスを2以上行う場合

従業者	サービスごとに必要な員数 (管理者、サービス管理責任者間を除き、従業者間での兼務は不可)
サービス管理責任者	・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40人を増すまたは端数が増すごとに1人を加えた数以上
利用定員	次の①・②のいずれも満たす必要がある。 ①事業所合計で20人以上 ②各事業所において、事業ごとに定める以下の最低定員以上 (Ⅰ)生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援：6人以上 (Ⅱ)就労継続支援A型、就労継続支援B型：10人以上 ※宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上
設備	サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 ただし、訓練・作業室については、サービスごとに設置することが必要。

(2) 児童福祉法に基づくサービスを2以上行う場合

従業者	利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所においては、サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず1人以上 (多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可)
利用定員	すべての指定通所支援の事業を通じて10人以上 ※主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上
設備	サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(3) 障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ 1 以上行う場合

従業者	利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所においては、サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず 1 人以上 (管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者間を除き、兼務は不可。ただし、各指定障害福祉サービス事業の利用定員の合計数が 19 人以下の場合、及び児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業者の兼務が可)
サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	・利用者数が 60 人以下の場合、1 人以上 ・利用者数が 61 人以上の場合、1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 人を増すまたは端数が増すごとに 1 人を加えた数以上 ・サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の兼務が可
利用定員	次の①・②のいずれも満たす必要がある。 ①事業所合計で 20 人以上 ②各事業所において、事業ごとに定める以下の最低定員以上 (Ⅰ)生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援：6 人以上 (Ⅱ)就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型：10 人以上 (Ⅲ)児童発達支援、放課後等デイサービス：5 人以上 ※宿泊型自立訓練と自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が六人以上
設備	サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 ただし、訓練・作業室については、サービスごとに設置することが必要。

(4) 共生型サービス

共生型サービスは、

- ・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくする

ことを目的とした指定手続きの特例として、平成 30 年に設けられた制度である。

介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供する場合、共生型サービス創設以前は介護保険サービス・障害福祉サービスそれぞれに課された人員配置基準等を満たした上で、指定を受ける必要があった。

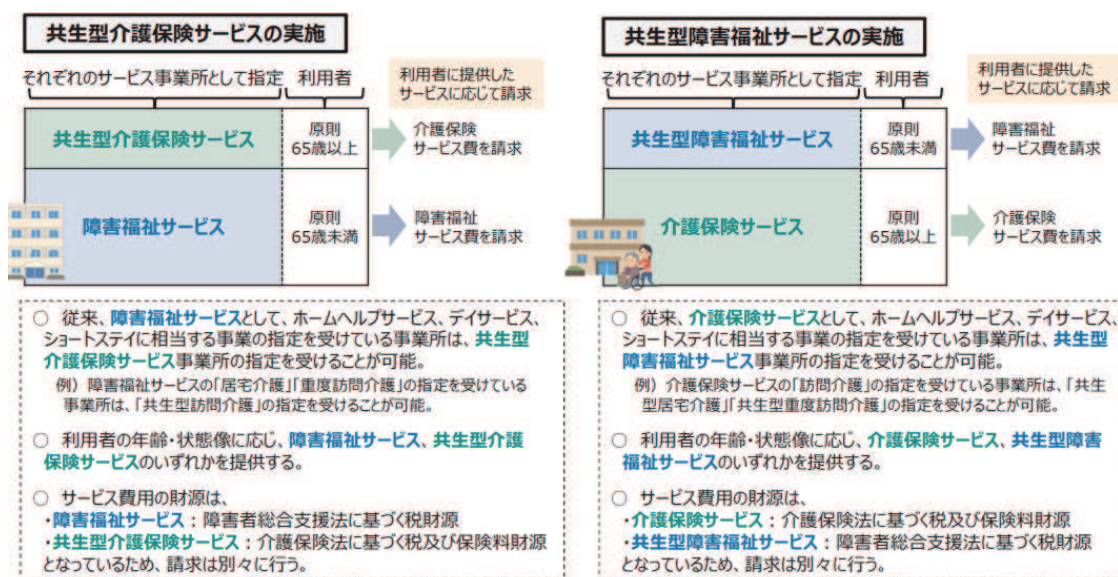
しかし、共生型サービスを活用する場合、これまで提供していたサービスと同様の人員配置基準・設備基準による運営が可能となるほか、指定を受ける際の手続きも簡略化される。

■共生型サービスの対象となるサービス（厚生労働省資料より抜粋）

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	→	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	→	○ 短期入所

人員配置基準・設備基準は、基本的に共生型サービスを開始する前に指定を受けていた事業所における基準が適用される。このため、例えば介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービスを実施する場合、介護保険サービスの利用者数と共生型障害福祉サービスの利用者数を合計し、その数に応じて介護保険サービス事業所として必要とされる数以上の人員を配置する必要がある。また設備基準は、介護保険サービス事業所と同様に定められている。また、運営基準についても、共生型サービスとして実施するサービスにあわせた基準が適用される。

■共生型サービスの実施イメージ（厚生労働省資料より抜粋）



共生型サービスの指定に際しては、各共生型サービスの指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）を確認する他、以下の資料も併せて参考にされたい。

- ・ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン（改訂版）
- ・ 共生型サービス☆はじめの一步☆ ～立ち上げと運営のポイント～
- ・ 厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

(5) 基準該当障害福祉サービス

基準該当障害福祉サービスは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所において提供されるサービスである。

基準該当障害福祉サービスが認められる場合としては、例えば、生活介護については「地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供する」ものであることが必要であるが、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施するにあたっては、こうした要件を満たすものとして、基準該当障害福祉サービス等を実施することが可能である。

■基準該当障害福祉サービスの種類と基準該当障害福祉サービス等が認められる要件

サービス種別	基準該当障害福祉サービス等が認められる要件
居宅介護	—
生活介護	- 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること - 生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
短期入所	- 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、基準該当生活介護等を提供するものであること - 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員を追いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること - 短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
自立訓練(機能訓練)	- 指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者であって、地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること - 機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
自立訓練(生活訓練)	- 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活訓練が提供されていないこと等により生活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること - 生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
就労継続支援B型	社会福祉法、生活保護法に基づく授産施設経営者が運営主体であること

児童発達支援	・ 指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
放課後等デイサービス	・ 指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

基準該当障害福祉サービスの指定に際しては、上記の他、各基準該当障害福祉サービスの指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）を満たす必要がある。

以上